

第 36 回 「県民健康調査」 検討委員会 次第

日 時： 令和元年 10 月 7 日（月） 13：00～15：30

場 所： ホテル福島グリーンパレス 2階 多目的ホール「瑞光」

1 開 会

2 委員紹介

3 座長選出

4 議 事

(1) 甲状腺検査本格検査(検査2回目)結果に対する部会まとめについて

(2) 甲状腺検査実施状況について

(3) 甲状腺検査のお知らせ文について

(4) 「県民健康調査」検討委員会各部会について

(5) その他

5 閉 会

配付資料一覧

- 次第・配付資料一覧
- 「県民健康調査」検討委員会 設置要綱及び運営要領
- 「県民健康調査」検討委員会 委員名簿
- 出席者名簿・座席表

| | |
|--------|--|
| 資料 1-1 | 甲状腺検査評価部会「甲状腺検査本格検査（検査 2 回目）結果に対する部会まとめ」 について |
| 資料 1-2 | 甲状腺検査本格検査（検査 2 回目）結果に対する部会まとめ |
| 資料 2-1 | 県民健康調査甲状腺検査について |
| 資料 2-2 | 県民健康調査「甲状腺検査【本格検査(検査 3 回目)】」実施状況 |
| 資料 2-3 | 県民健康調査「甲状腺検査【本格検査(検査 4 回目)】」実施状況 |
| 資料 3-1 | 甲状腺検査のお知らせ文改訂案 |
| 資料 3-2 | 甲状腺検査のお知らせ文改訂案に対するその他の委員御意見 |
| 資料 4 | 「県民健康調査」検討委員会各部会の検討事項(案)について |
| 参考資料 1 | 甲状腺検査結果の状況 |
| 参考資料 2 | 甲状腺検査のお知らせ【現行版】 |

「県民健康調査」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

「県民健康調査」検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「県民健康調査」検討委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 委員会は、定例会及び臨時会として開催する。

- 2 定例会は、年4回（概ね5月、8月、11月、2月）開催する。
- 3 臨時会は、前項の定例会開催以外に座長が必要と認めた場合に開催するものとする。
- 4 委員会の開催にあたっては、緊急の場合を除き、開催日の属する週の2週前の金曜日までに、報道機関への資料提供、県政情報センター、福島県ホームページに掲示することにより周知を行う。

(公開)

第3条 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長が会議に諮って、全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 委員会において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報（以下、「不開示情報」という。）に関し審議を行う場合
 - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 全部又は一部を公開しないとした場合のオブザーバーの取扱については、議長が会議に諮って決定する。

(資料)

第4条 委員会の資料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として公開するものとする。

- (1) 福島県情報公開条例第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関する資料
- (2) 前条第1項第2号において使用した資料（ただし、委員会において公開することとしたものを除く）
- (3) 計数が確定していない資料等公開することが適当でない資料

(議事録)

第5条 委員会を開催した場合は、議事録を作成する。

- 2 議事録は、事務局で案を作成し、議長が委員会指名した2名の議事録署名人の確認を得る。
- 3 議事録は、作成後すみやかに福島県ホームページに掲示し公開する。
- 4 前項の場合において、委員会の全部又は一部を公開せずに行った審議の内容については、議事録の内容に代えて、次の事項を記載する。
 - (1) 委員会の全部又は一部を公開せずに開催した理由
 - (2) 審議の概要
 - (3) 審議において使用した資料の名称

附 則

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

「県民健康調査」検討委員会 委員名簿

50音順 ・ 敬称略

| 氏名 | 現職 |
|-----------------------|--|
| あべ いくこ 安部 郁子 | 福島県臨床心理士会 会長 |
| いなば としや 稲葉 俊哉 | 国立大学法人 広島大学 原爆放射線医科学研究所 がん分子病態研究分野 教授 |
| いのうえ ひとし 井上 仁 | 一般社団法人 福島県病院協会 会長 |
| おぎさ こうたろう 小笹 晃太郎 | 公益財団法人 放射線影響研究所 疫学部長 |
| かすが ふみこ 春日 文子 | 国立研究開発法人 国立環境研究所 特任フェロー (日本学術会議 推薦) |
| かとう ひろし 加藤 寛 | 公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 兵庫県こころのケアセンター長 (一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会 推薦) |
| たかむら のぼる 高村 昇 | 国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授 |
| たつき ひでお 立崎 英夫 | 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター 副センター長 |
| たはら かつし 田原 克志 | 環境省 大臣官房環境保健部長 |
| つがね しょういちろう 津金 昌一郎 | 国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター長 |
| とみた てつ 富田 哲 | 国立大学法人 福島大学 行政政策学類 教授 |
| ひしぬま あきら 菱沼 昭 | 獨協医科大学 感染制御・臨床検査医学 教授 (日本甲状腺学会 推薦) |
| ほし ほと 星 北斗 | 一般社団法人 福島県医師会 副会長 |
| ほりかわ あきひと 堀川 章仁 | 一般社団法人 双葉郡医師会 会長 |
| みうら とみさと 三浦 富智 | 国立大学法人 弘前大学 大学院保健学研究科 准教授 |
| むろつき じゅん 室月 淳 | 地方独立行政法人 宮城県立こども病院 産科科長 (公益社団法人日本産科婦人科学会 推薦) |
| やまざき よしひさ 山崎 嘉久 | あいち小児保健医療総合センター 副センター長兼保健センター長 (公益社団法人日本小児科学会 推薦) |
| よしだ あきら 吉田 明 | 公益財団法人 神奈川県予防医学協会 婦人検診部 部長 (一般社団法人日本内分秘外科学会 推薦) |

【任期】令和元年8月1日～令和3年7月31日まで

第36回「県民健康調査」検討委員会 出席者名簿

令和元年10月7日

○委員

50音順、敬称略

| 氏名 | 所属及び職名 | 出欠 |
|--------|--|----|
| 安部 郁子 | 福島県臨床心理士会 会長 | 出席 |
| 稲葉 俊哉 | 国立大学法人 広島大学 原爆放射線医科学研究所 がん分子病態研究分野 教授 | 出席 |
| 井上 仁 | 一般社団法人 福島県病院協会 会長 | 出席 |
| 小笹 晃太郎 | 公益財団法人 放射線影響研究所 疫学部長 | 出席 |
| 春日 文子 | 国立研究開発法人 国立環境研究所 特任フェロー (日本学術会議 推薦) | 欠席 |
| 加藤 寛 | 公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 兵庫県こころのケアセンター長 (一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会 推薦) | 欠席 |
| 高村 昇 | 国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授 | 欠席 |
| 立崎 英夫 | 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療分野 高度被ばく医療センター 副センター長 | 欠席 |
| 田原 克志 | 環境省 大臣官房環境保健部長 | 出席 |
| 津金 昌一郎 | 国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター長 | 出席 |
| 富田 哲 | 国立大学法人 福島大学 行政政策学類 教授 | 出席 |
| 菱沼 昭 | 獨協医科大学 感染制御・臨床検査医学 教授 (日本甲状腺学会 推薦) | 出席 |
| 星 北斗 | 一般社団法人 福島県医師会 副会長 | 出席 |
| 堀川 章仁 | 一般社団法人 双葉郡医師会 会長 | 出席 |
| 三浦 富智 | 国立大学法人 弘前大学 大学院保健学研究科 准教授 | 出席 |
| 室月 淳 | 地方独立行政法人 宮城県立こども病院 産科科長 (公益社団法人日本産科婦人科学会 推薦) | 出席 |
| 山崎 嘉久 | あいち小児保健医療総合センター 副センター長兼保健センター長 (公益社団法人日本小児科学会 推薦) | 出席 |
| 吉田 明 | 公益財団法人 神奈川県予防医学協会 婦人検診部 部長 (一般社団法人日本内分泌外科学会 推薦) | 出席 |

第36回「県民健康調査」検討委員会 座席表

開催日時：令和元年10月7日(月) 13:00～15:30
 会場：ホテル福島グリーンパレス 2階 多目的ホール「瑞光」

